第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　____財務(支)局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】　_____

【英訳名】　_____

【代表者の役職氏名】　_____

【本店の所在の場所】　_____

【電話番号】　_____

【事務連絡者氏名】　_____

【最寄りの連絡場所】　_____

【電話番号】　_____

【事務連絡者氏名】　_____

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】　_____

【届出の対象とした募集(売出)金額】　_____

【縦覧に供する場所】　名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】(1)

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|---|---|---|
| | | |

2【募集の方法】(2)

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|---|---|---|---|
| 入札方式のうち入札による募集 | | | |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | | | |
| ブックビルディング方式 | | | |
| 計(総発行株式) | | | |

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】(3)

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 入札申込日 | 入札日 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

イ【入札申込取扱場所】

ロ【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---|---|
| | |

②【入札によらない募集】(4)

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

イ【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---|---|
| | |

ロ【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---|---|
| | |

(2)【ブックビルディング方式】(5)

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

①【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---|---|
| | |

②【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---|---|
| | |

4【株式の引受け】(6)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 | 引受けの条件 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | ― | | ― |

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---|---|---|
| | | |

(2)【手取金の使途】

第2【売出要項】

1【売出株式】(7)

| 種類 | 売出数 | | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|---|---|---|---|---|
| | 入札方式のうち入札による売出し | | | |
| | 入札方式のうち入札によらない売出し | | | |
| | ブックビルディング方式 | | | |
| 計(総売出株式) | | | | |

2【売出しの条件】

(1)【入札方式】

①【入札による売出し】(8)

| 売出価格(円) | 入札最低価格(円) | 申込株数単位 | 入札申込日 | 入札日 | 申込証拠金(円) |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

②【入札によらない売出し】(9)

| 売出価格(円) | 申込期間 | 申込株数単位 | 申込証拠金(円) | 申込受付場所 | 売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称 | 売出しの委託契約の内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

(2)【ブックビルディング方式】(10)

| 売出価格(円) | 申込期間 | 申込株数単位 | 申込証拠金(円) | 申込受付場所 | 売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称 | 売出しの委託契約の内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

第3【その他の記載事項】

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】(11)

2【沿革】

3【事業の内容】

4【関係会社の状況】

5【従業員の状況】

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

3【事業等のリスク】
4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
5【経営上の重要な契約等】
6【研究開発活動】
第3【設備の状況】
1【設備投資等の概要】
2【主要な設備の状況】
3【設備の新設、除却等の計画】
第4【提出会社の状況】
1【株式等の状況】
(1)【株式の総数等】
①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|---|---|
| | |
| | |
| 計 | |

②【発行済株式】

| 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| 計 | | ― | ― |

(2)【新株予約権等の状況】
①【ストックオプション制度の内容】
②【ライツプランの内容】
③【その他の新株予約権等の状況】
(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数(株) | 発行済株式総数残高(株) | 資本金増減額(円) | 資本金残高(円) | 資本準備金増減額(円) | 資本準備金残高(円) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(4)【所有者別状況】　　年　　月　　日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数　株) | | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 政府及び地方公共団 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |

| | 体 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株主数(人) | | | | | | | | | ― |
| 所有株式数(単元) | | | | | | | | | |
| 所有株式数の割合(%) | | | | | | | | 100 | ― |

(5)【議決権の状況】

①【発行済株式】　　年　　月　　日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|---|---|---|---|
| 無議決権株式 | | ― | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | ― | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | | ― | |
| 完全議決権株式(その他) | | | |
| 単元未満株式 | | ― | |
| 発行済株式総数 | | ― | ― |
| 総株主の議決権 | ― | | ― |

②【自己株式等】　　年　　月　　日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 計 | ― | | | | |

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】＿＿＿＿＿＿＿＿

(1)【株主総会決議による取得の状況】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|---|---|---|
| 株主総会(　年　月　日)での決議状況<br>(取得期間　年　月　日～　年　月　日) | | |
| 最近事業年度前における取得自己株式 | | |
| 最近事業年度における取得自己株式<br>(　年　月　日～　年　月　日) | | |
| 残存授権株式の総数及び価額の総額 | | |
| 最近事業年度の末日現在の未行使割合(%) | | |
| 最近期間における取得自己株式 | | |
| 提出日現在の未行使割合(%) | | |

(2)【取締役会決議による取得の状況】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|---|---|---|
| 取締役会(　年　月　日)での決議状況<br>(取得期間　年　月　日～　年　月　日) | | |
| 最近事業年度前における取得自己株式 | | |
| 最近事業年度における取得自己株式<br>(　年　月　日～　年　月　日) | | |
| 残存決議株式の総数及び価額の総額 | | |
| 最近事業年度の末日現在の未行使割合(%) | | |
| 最近期間における取得自己株式 | | |
| 提出日現在の未行使割合(%) | | |

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 最近事業年度 | | 最　近　期　間 | |
|---|---|---|---|---|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | | | | |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | | | | |
| 合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | | | | |
| その他<br>(　　) | | | | |
| 保有自己株式数 | | — | | — |

3【配当政策】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(2)【役員の状況】

男性　　名　女性　　名　(役員のうち女性の比率　%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数(株) |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | 計 | |

(3)【監査の状況】

(4)【役員の報酬等】

(5)【株式の保有状況】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】(12)

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】(13)

③【連結株主資本等変動計算書】(14)

④【連結キャッシュ・フロー計算書】(15)

⑤【連結附属明細表】

(2)【その他】(16)

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】(17)

②【損益計算書】(18)

③【株主資本等変動計算書】(19)

④【キャッシュ・フロー計算書】(20)

⑤【附属明細表】

(2)【主な資産及び負債の内容】

(3)【その他】(21)

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|---|---|
| 事業年度 | 月　　日から　　月　　日まで |
| 定時株主総会 | 月中 |
| 基準日 | 月　　日 |
| 株券の種類 | |
| 剰余金の配当の基準日 | 月　　日 |
| 1単元の株式数 | 株 |
| 株式の名義書換え<br>取扱場所<br>株主名簿管理人<br>取次所<br>名義書換手数料<br>新券交付手数料 | |
| 単元未満株式の買取り<br>取扱場所<br>株主名簿管理人<br>取次所<br>買取手数料 | |
| 公告掲載方法 | |

| | |
|---|---|
| 株主に対する特典 | |

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

2【その他の参考情報】

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】(22)

1【貸借対照表】

2【損益計算書】

3【株主資本等変動計算書】

4【キャッシュ・フロー計算書】

第四部【株式公開情報】(23)

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】(24)

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

第2【第三者割当等の概況】(25)

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目 | 株式 | 新株予約権 | 新株予約権付社債 |
|---|---|---|---|
| 発行年月日 | | | |
| 種類 | | | |
| 発行数 | | | |
| 発行価格 | | | |
| 資本組入額 | | | |
| 発行価額の総額 | | | |
| 資本組入額の総額 | | | |
| 発行方法 | | | |
| 保有期間等に関する確約 | | | |

2【取得者の概況】

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

3【取得者の株式等の移動状況】

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数（株） | 価格（単価）（円） | 移動理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

第3【株主の状況】（26）

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | ― | | |

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1)　新規発行株式

a　新規発行株式の種類ごとに、「種類」、「発行数」及び「内容」を記載すること。

b　新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

c　「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

d　新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a)　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(b)　第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

(c)　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関

する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。(d)及び(e)において同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)

(d)　提出者の株券の売買(令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。)について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)

(e)　提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(f)　その他投資者の保護を図るため必要な事項

e　欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

また、振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。

f　会社が新規発行株式と異なる種類の株式についての定めを定款に定めている場合には、欄外にその旨を記載すること。この場合において、新規発行株式と当該異なる種類の株式の単元株式数又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。

g　届出書の対象とした募集が定義府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘である場合には、その旨を欄外に記載すること。

(2)　募集の方法

a　「発行価額の総額」の欄及び「資本組入額の総額」の欄は、取締役会決議若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可により決定した発行価格及び資本金に組み入れる額に基づいて算出した額を記載し、その旨を注記すること。

b　欄外には、募集を行うに際しての手続等を定めた金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則その他募集に当たっての重要な事項を記載すること。

(3)　入札による募集

a　「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。

b　「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。

c　欄外には、入札依頼の方法、入札に参加できない者、落札者の決定方法、入札及び開札の場所、申込証拠金の利息及び申込証拠金の払込金への振替充当その他入札に関し必要な事項を記載すること。

(4)　入札によらない募集

a　「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。

b　「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。

c　欄外には、申込みの方法、申込みに参加できない者、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した

場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。

なお、役員・従業員持株会に取得させる場合には、その旨及び取得株数を記載すること。

d　「発行価格」を記載しないで有価証券届出書(以下この様式において「届出書」という。)を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

e　「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。

(5)　ブックビルディング方式

a　「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。

b　「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。

c　欄外には、申込みの方法、申込みに参加できない者、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項、発行価格の決定方法(仮条件の決定方法を含む。)並びに配分方針(引受人が定める株式の配分に関する基本方針をいう。以下c及び(10)cにおいて同じ。)を記載すること。

なお、配分方針については、引受人が相手方を申込みに先立って需要の申告を行った者と行わなかった者に区分してそれぞれに対し異なった販売手法を採る場合には、その区分ごとに販売手法を記載すること。

d　「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(6)　株式の引受け

a　元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

b　「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。

c　「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受株式数」又は「引受けの条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

d　この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等(法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。)又は子法人等(法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。)とする金融商品取引業者を主幹事会社(同令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下dにおいて同じ。)とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る同令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

(7)　売出株式

a　「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄には、所有者が2人以上ある場合には、所有者別にその売出株数を記載すること。

b　売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、(1)dに準じて記載すること。

c　欄外には、売出しを行うに際しての手続等を定めた金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則その他売出しに当たっての重要な事項を記載すること。

　また、振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。

(8)　入札による売出し

a　「売出価格」の欄には、1株の売出価額を記載すること。

b　「入札最低価格」の欄には、入札を行うに当たって定められている1株当たりの最低価格を記載すること。

c　欄外には、入札依頼の方法、入札に参加できない者、落札者の決定方法、入札及び開札の場所、申込証拠金の利息その他入札に関し必要な事項を記載すること。

(9)　入札によらない売出し

a　「売出価格」の欄には、1株の売出価額を記載すること。

b　「売出しの委託契約の内容」の欄には、売出しの委託手数料の額、売出残が生じた場合の処理等について記載すること。

c　欄外には、申込みの方法、申込みに参加できない者、株式受渡期日その他売出しの手続上必要な事項を記載すること。

　なお、役員・従業員持株会に取得させる場合には、その旨及び取得株数を記載すること。

d　元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

e　「売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。

f　「売出価格」又は「申込受付場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

(10)　ブックビルディング方式

a　「売出価格」の欄には、1株の売出価額を記載すること。

b　「売出しの委託契約の内容」の欄には、売出しの委託手数料の額、売出残が生じた場合の処理等について記載すること。

c　欄外には、申込みの方法、申込みに参加できない者、株式受渡期日その他売出しの手続上必要な事項、売出し価格の決定方法(仮条件の決定方法を含む。)及び配分方針を記載すること。

　なお、配分方針については、引受人が相手方を申込みに先立って需要の申告を行った者と行わなかった者に区分して、それぞれに対し異なった販売手法を採る場合には、その区分ごとに販売手法を記載すること。

d　「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(11)　主要な経営指標等の推移

a　最近2連結会計年度(会社設立後2連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度)に係る次に掲げる主要な経営指標等(以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。)の推移について記載すること。

なお、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準(同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度(第四号の三様式記載上の注意(18)hの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注意(18)iの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。)については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意(32)d又はeの規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

(a)　売上高

(b)　経常利益金額又は経常損失金額

(c)　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額

(d)　包括利益金額

(e)　純資産額

(f)　総資産額

(g)　1株当たり純資産額(連結財務諸表規則第44条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)

(h)　1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)

(i)　潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)

(j)　自己資本比率(純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)

(k)　自己資本利益率(親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連

結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。)

(l)　株価収益率(連結決算日における株価(当該株価がない場合には連結決算日前直近の日における株価)を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)

(m)　営業活動によるキャッシュ・フロー

(n)　投資活動によるキャッシュ・フロー

(o)　財務活動によるキャッシュ・フロー

(p)　現金及び現金同等物の期末残高

(q)　従業員数

b　提出会社の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあっては、10事業年度。以下bにおいて同じ。)(会社設立後5事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで)に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、最近2事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあっては、4事業年度)以外のものについては、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載することができることとし、(q)から(t)までに掲げるものは、キャッシュ・フロー計算書を作成していない事業年度については記載を要しない。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

(a)　売上高

(b)　経常利益金額又は経常損失金額

(c)　当期純利益金額又は当期純損失金額

(d)　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額(財務諸表等規則第8条の9の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。)(連結財務諸表を作成している場合を除く。)

(e)　資本金

(f)　発行済株式総数

(g)　純資産額

(h)　総資産額

(i)　1株当たり純資産額(財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)

(j)　1株当たり配当額(会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当(同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。)をいう。以下同じ。)

(k)　1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)

(l)　潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(財務諸表等規則第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)

(m)　自己資本比率(純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記され

る株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)

(n)　自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。)

(o)　株価収益率(貸借対照表日における株価(当該株価がない場合には、貸借対照表日前直近の日における株価)を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)

(p)　配当性向(1株当たり配当額を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)

(q)　営業活動によるキャッシュ・フロー(連結財務諸表を作成している場合を除く。)

(r)　投資活動によるキャッシュ・フロー(連結財務諸表を作成している場合を除く。)

(s)　財務活動によるキャッシュ・フロー(連結財務諸表を作成している場合を除く。)

(t)　現金及び現金同等物の期末残高(連結財務諸表を作成している場合を除く。)

(u)　従業員数

c　a(l)及びb(o)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

d　「5　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(q)及びb(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

e　b(j)に掲げる1株当たり配当額の記載に併せて、1株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

(12)　連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合(この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。)には、最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表(連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。)について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)。以下(12)において同じ。)を併せて掲

げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

a　最近連結会計年度の次の連結会計年度(以下(12)及び(16)bにおいて「次の連結会計年度」という。)における最初の四半期連結会計期間(以下(12)において「第1四半期連結会計期間」という。)終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間(以下(12)において「第2四半期連結会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間

b　次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間(以下(12)において「第3四半期連結会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間

c　次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間　当該次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間

(13)　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書((12)の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書)を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(12)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下(13)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(14)　連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書((12)の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書)を掲げること。

ただし、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(15)　連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書((12)の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書)を掲げること。

ただし、(12)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。)の四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。)を、また、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(16)　その他

a　最近連結会計年度終了後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、当該届出書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。

b　次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a)　次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((12)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。)　当該次の連結会計年度開始後3箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式

により記載すること。)

(b)　次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((12)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。)を除く。)　当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表(特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(c)　次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((12)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。)　当該次の連結会計年度開始後9箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(d)　次の連結会計年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合　当該次の連結会計年度の経営成績の概要(連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

c　提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間(当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。)に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a)　売上高

(b)　税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額をいう。)

(c)　親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第77条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額をいう。)

(d)　1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。)

(e)　税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額(連結財務諸表規則第64条の規定により記載しなければならない税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額をいう。)

(f)　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額(連結財務諸表規則第65条第4項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額をいう。)

(g)　1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(連結財務諸表規則

第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額をいう。)

d　cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下dにおいて同じ。)に係るc(d)に掲げる項目の金額(各四半期連結累計期間に係るc(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e　企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

(17)　貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。(18)から(20)までにおいて同じ。)について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、1年を1事業年度とする会社(特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。(21)において同じ。)が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。)には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)。以下(17)において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a　最近事業年度の次の事業年度(以下(17)並びに(21)b及びcにおいて「次の事業年度」という。)における最初の四半期会計期間(以下(17)において「第1四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下(17)において「第2四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b　次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下(17)において「第3四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c　次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間　当該次の事業年度における第3四半期会計期間

(18)　損益計算書

a　最近事業年度の損益計算書((17)の規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書)を掲げること。

ただし、(17)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下(18)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(17)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

b　最近2事業年度の製造原価又は売上原価について、製造原価明細書又は売上原価明細書を掲げて比較すること。

なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。

ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報を注記している場合にあっては、製造原価明細書を掲げることを要しない。

(19)　株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書((17)の規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書)を掲げること。

ただし、(17)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(20)　キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書((17)の規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書)を掲げること。

ただし、(17)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間(当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。)の四半期キャッシュ・フロー計算書(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。)を、また、(17)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(21)　その他

a　最近事業年度終了後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、当該届出書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。

b　1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(16)bに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a)　次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((17)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。)　当該次の事業年度開始後3箇月の経営成績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(b)　次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((17)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)を除く。)　当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要(四半期財務諸表(特定事業会社の場合には、中間財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(c)　次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((17)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。)　当該次の事業年度開始後9箇月の経営成績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(d)　次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合　当該次の事業年度の経営成績の概要(財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

c　6箇月を1事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の経営成績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、(16)bに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

d　提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であって、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期累計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(b)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期間、最近事業年度の順に記載すること。

(a)　売上高

(b)　税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額をいう。)

(c)　四半期純利益金額又は四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。)

(d)　1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。)

(e)　税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額(財務諸表等規則第95条の4の規定により表示しなければならない税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額をいう。)

(f)　当期純利益金額又は当期純損失金額(財務諸表等規則第95条の5第2項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)

(g)　1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額をいう。)

e　dに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額(各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)について、各四半期会計期間の順に記載すること。

f　提出会社の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

(22)　連動子会社の最近の財務諸表

連動子会社について、最近2事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあっては、4事業年度)の貸借対照表、損益計算書(製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。)、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書を第二部の記載に準じて記載すること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(23)　株式公開情報

当該株式が特定取引所金融商品市場銘柄である場合にはその旨を記載し、「第1　特別利害関係者等の株式等の移動状況」から「第3　株主の状況」までの項目に代えて、「第1　最近2年間の株式の月別売買高」及び「第2　最近2年間の月別最高・最低株価」の項目を設け、最近事業年度末日の2年前の日から届出書提出日までの間における当該募集又は売出しに係る当該株式の月別売買高及び月別最高・最低株価を記載すること。

(24)　特別利害関係者等の株式等の移動状況

a　最近事業年度の末日の2年前の日から届出書提出日までの間において、特別利害関係者等が提出会社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債の譲渡又は譲受け(新株予約権及び新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行った場合(金融商品取引業者が特別利害関係者等以外の者との間で株式等の移動(認可金融商品取引業協会が定める規則により当該認可金融商品取引業協会が売買内容を発表するものに限る。)を行った場合を除く。)について記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権

利が存在している場合には、新株予約権に準じて記載すること。

b　「移動年月日」の欄には、株式等の移動があった年月日を記載すること。

c　「氏名又は名称」の欄には、法人である場合には、その代表者の氏名も記載すること。

d　個人所有者の住所の記載に当たっては、市町村(第21条第2項に規定する市町村をいう。(25)b(c)及び(26)cにおいて同じ。)までを記載しても差し支えない。

e　「提出会社との関係等」の欄には、移動前所有者又は移動後所有者が特別利害関係者等に該当する場合にはその旨及びその内容(例えば、「当社の役員」、「当社の役員の配偶者」、「当社の子会社」、「当社の株主で上位10名の者」、「当社の資本的関係会社」、「金融商品取引業者」)を、特別利害関係者等でない場合であって提出会社との関係があるときはその旨及びその内容(例えば、「当社の従業員」、「当社の役員・従業員持株会」、「当社の取引先」)を記載すること。

f　「価格(単価)」の欄には、1株当たりの株価を内書きすること。また、贈与等により無償で移動した場合には、その旨を記載すること。

g　「移動理由」の欄には、株式等の移動を行った場合には、その理由について記載すること。

h　欄外には、1株当たりの株価の算定根拠等について記載すること。

i　以下の事項について簡単に注記すること。

(a)　特別利害関係者等の株式等の移動に関する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等

(b)　特別利害関係者等の範囲

j　協同組織金融機関が優先出資証券を発行する場合には、当該記載は要しない。

(25)　第三者割当等の概況

a　第三者割当等による株式等の発行の内容

(a)　最近事業年度の末日の2年前の日から届出書提出日までの間における、株主割当以外の方法(以下「第三者割当等」という。)による新株発行又は第三者割当等による新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行(以下「第三者割当等による株式等の発行」という。)について記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

(b)　「種類」の欄には、株式の場合には株式の種類、新株予約権又は新株予約権付社債の場合にはその銘柄を記載すること。

(c)　「発行数」の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には当該新株予約権の目的となる株式の種類及び数を記載すること。

(d)　「発行価格」、「資本組入額」、「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には、それぞれ、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格、資本組入額、発行価額の総額及び資本組入額の総額を記載すること。

(e)　「保有期間等に関する確約」の欄には、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則による保有期間その他当該株券等の保有に関する事項につい

ての取得者(第三者割当等による株式等の発行により、新株発行の割当を受けた者又は新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得した者をいう。以下この様式、第三号様式及び第五号様式において同じ。)と提出会社との間の取決めの内容(以下「保有期間等に関する確約」という。)について記載すること。

(f)　欄外には、1株当たりの株価の算定根拠等について記載すること。また、これに加えて、新株予約権の場合には当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項、新株予約権付社債の場合にはその利率、当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項を記載すること。

(g)　第三者割当等による株式等の発行の制限及び禁止に関し、その根拠となる金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等並びに第三者割当等による株式等の発行の制限期間及び禁止期間について注記すること。

b　取得者の概況

(a)　aの取得者について記載すること。なお、取得者(新株予約権証券(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項が定められているものに限る。)を取得した者に限り、特別利害関係者等を除く。)が提出者又はその被支配会社等(定義府令第6条第3項に規定する「被支配会社等」をいう。)の使用人であって、当該取得者が取得した当該新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である場合には、記載しないことができる。この場合には、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載すること。

(b)　「取得者の氏名又は名称」等の欄には、取得者が法人の場合には代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容を、個人の場合には職業を記載すること。

(c)　個人所有者の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(d)　「取得者と提出会社との関係」の欄には、提出会社と取得者との間に出資関係、取引関係及び人事関係等の関係がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。

　なお、取得者が特別利害関係者等又は提出会社の従業員である場合には、その旨を記載すること。

c　取得者の株式等の移動状況

(a)　最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間において、aの取得者が当該第三者割当等による株式等の発行により取得した株式等(最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に取得したものに限る。)の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合(新株予約権の行使を含む。)には、(24)に準じて記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

(b)　最近事業年度の末日の1年前の日前に発行された新株予約権又は新株予約権付社債について、最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間

に当該株式の割当てを受ける権利の行使により取得した株式の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合には、(24)に準じて記載すること。

(c)　(a)及び(b)については、「第四部　株式公開情報」の「第1　特別利害関係者等の株式等の移動状況」において記載したものについては、記載を要しない。

(26)　株主の状況

a　届出書提出日現在の株主の状況について記載すること。

b　所有株式数(他人(仮設人を含む。)名義のもの及び新株予約権の行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含み、自己株式の数を除く。)の多い順に50名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。

なお、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

c　個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

d　所有株式数の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を内書きし、その旨を注記すること。

e　株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を含んだ株式総数に対する所有株式数の割合を記載すること。

f　欄外には、株主が特別利害関係者等又は提出会社の従業員である場合には、その旨及びその内容を記載すること。

g　最近事業年度の末日後届出書提出日の最近日までの間において、主要株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。